



Title	カンボジア及び日本における民事交通事故法理に関する総合的研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	SOK, VANNY
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第15585号
Issue Date	2023-09-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/90751
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Sok_Vanny_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（法学）

氏名：ソック ヴァンニー

審査担当者	主査 教授	根本 尚徳
	副査 教授	曾野 裕夫
	副査 教授	林 誠司

学位論文題名

カンボジア及び日本における民事交通事故法理に関する総合的研究

1 本論文の概要

本論文は、カンボジアにおける自動車交通事故の民事法上の処理方法について、解釈論的・立法論的提言を行うことをその目的とするものである。このような目的を達成するための手法として、カンボジア民法典の母法に当たる日本の民法典および自動車損害賠償保障法（自賠法）などに関する判例・学説による議論を検討する。

具体的には、①自動車交通事故の責任主体（→第1章および第2章）、②損害賠償法を基礎としつつ、これに保険法を組み合わせる被害者の救済を図る現在の法制度（加害者に損害賠償責任が認められること、さらには被害者がこれを立証しうることが被害者の民事法上の救済の前提となる仕組み）に替えて、いわゆる交通災害保険化構想（被害者は、原則として、加害者の損害賠償責任の有無如何にかかわらず、保険者〔＝国〕に対して、自己の損害に対する補償金の支払を請求することができることとし、保険者が加害者に対して補償金に関する求償を行う、との仕組み）を採用することの是非如何（→第3章）、③自動運転車が交通事故を惹起した場合における被害者の保護方法（特に運行供用者責任〔自賠法3条〕と製造物責任〔製造物責任法3条〕との関係如何）（→第4章）という3つの論点を取り上げ、それぞれについて、日本およびカンボジアにおける法状況を順次、整理した後、各論点に関する本論文の著者による考察が展開される。

まず、第1章および第2章では、日本の判例がいわゆる運行支配と運行利益という2つの要素をともに考慮して、自賠法3条本文の「自己のために自動車を運行の用に供する者」（運行供用者）を確定する二元説の立場を支持していること、他方において、学説では運行支配の要素のみによって確定する一元説やこれら2つの要素に（いわば形式的に）依拠するのではなく、より実質的な判断基準を提唱する見解が有力であることを確認した後、カンボジア民法典752条（各種の事故に関する危険責任を一般的に定めた規定であり、交通事故に関する部分は、日本の自賠法3条を母法として制定されたもの）の解釈としては、立法者の意思および同条の文言に照らして、一元説の立場を支持すべきである、とする。次に、第3章においては、交通災害保険化構想を提示する日本の代表的学説の特徴や対立点（単線型・複線型の当否に関する見解の相違など）が分析され、また、カンボジアにおける現在の保険制度の不備が検討された後、同国に（現行の法制に比して、被害者の迅速・公平な保護により良く資する制度として）単線型の交通災害保険を導入すべきである、との提言を示す。さらに、第4章では、自動運転車（レベル4・5）が交通事故を発生させた場合には、当該自動車に関する運行供用者と製造者とが被害者に対して連帯して責任を負った上で、両者の間で各自の負担部分に基づく求償を通じて損害を分担すべきである、との見解（日本における現在の有力説）を支持すべきである、と説く。

2 本論文の評価

本論文は、明確な問題意識に基づき、①自動車交通事故をめぐる民事法上の諸問題について、今後のカンボジアにおける判例および学説による議論、さらには立法作業の土台となりうるような基礎的・比較法的研究を遂行する点、とりわけ、②「民事交通事故法理」という基本的視角（自動車交通事故という1つの紛争類型の特徴を踏まえて、これにふさわしい民事法上の処理方法を探求すべきである、との観点。このような視角からすれば、[現在の] 民法典・自賠法・保険法の個別的な論点を単に分析することでは、そもそも交通事故のあるべき解決方法に辿りつくことはできないものと考えられる。すなわち、それらの〔立法論的分析をも含めた〕総合的な検討こそが要請される）の下、自動車交通事故に関する包括的な民事法制を展望しようとする点、および③そのような民事法制の候補として（日本の）交通災害保険化構想をカンボジアに紹介する点において新規性と重要性とを有する。また、第2章および第4章の分析は、カンボジアで既に立法されている危険責任の一般条項の下で、損害賠償法という枠組みに基づく民事交通事故法理を構築することの可能性と限界とを探るものとして読むことも可能であり、日本においても一部の学説によって危険責任の一般条項の導入が主張されていることを踏まえるならば、日本の法律家にとっても興味深い。さらに、本論文が大学院後期博士課程の3年間という比較的短い時間の中でまとめられた点も積極的評価に値する事柄である、と思われる。

他方で、本論文における研究には、不足点や改善が望まれる点が存在することも否定しえない。

第1に、本論文第1章および第2章の分析（運行供用者の判断基準に関する日本の判例・学説の整理、交通災害保険化構想に関する各種の学説の検討）は、平板であることを免れていない。

ただし、これは、実は日本における議論そのものが従来、（問題点の重要性に比して）必ずしも十分活発に行われてこなかったことに基づく限界である、と言うこともできる。この点に関する改善を図るための1つの案としては、日本の議論に影響を与えた諸外国における（最新の）動向を検討することが考えられるところ、そのような作業は、将来の課題とされるべきものである。

第2に、本論文がその価値を高く評価する（日本の）交通災害保険化構想は、1970年代から複数の論者によって断続的にその制度化が唱えられながらも、今日なお一般的な支持を集めるまでには至っていない。そのため、上記構想をカンボジアにおいて実現すべきことを主張するならば、当該構想が——その着想の妥当性については大方の賛同を得られるものでありつつも——日本で未だ現実に採用されていない原因（その実現を阻害する要因）を解明すること、そして、もしそのような要因がカンボジアにも存在するとすれば、これを取り除くために為されるべき方策を（こそ）検討することが必要である。そのような検討との関連においては、いわゆる総合救済システム論をめぐる日本の議論やニュージーランドの事故補償法の運用実態などに関する研究なども参照されるべきである。しかし、いずれについても、本論文では全く触れられていない。

もっとも、以上については、日本・カンボジア双方に関する法社会学的検討を要し、それは本論文の著者1人の力によって容易に成し遂げられるものではない。これもまた（両国にとっての）将来の課題と評すべき事柄である。むしろ、まさしくそのような研究の必要性を、特にカンボジアの法律家に意識させるものである点において、本論文は有意義である、と解される。

第3に、カンボジア法に関する分析が十分ではない。

ただし、この主因は、カンボジア新民法典（これは、ポル・ポト政権崩壊後に開始された国際的な法整備支援の1つの到達点を成す）の歴史が浅いことに求めることが可能である。すなわち、2011年の施行を受けて、カンボジアでは新民法典に関する研究が始まったばかりであり、検討の素材とされるべき判例や学術論文の数も多くない。ソック氏は、そのような状況の中で、また、そうであるからこそまさしく今、求められているカンボジア法の基礎的・比較法的研究に、この日本において取り組んだのであり、この点をこそ高く評価すべきである、と思われる。

以上より、審査担当者全員一致の結論として、本論文の著者に、博士（法学）の学位を与えることが妥当である、と解される。